

ふるさと納税の控除限度額の改正や申告方法の注意点、年金特別徴収制度の仮徴収税額算定方法に変更があります。

●ふるさと納税の控除限度額の拡大

ふるさと納税による個人住民税の特例控除額の限度額が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。

●ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用の人へ

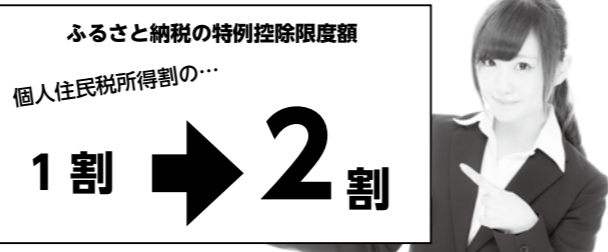
所得税および復興特別所得税申告書又は町・県民税申告書を提出しなくても、ふるさと納税の寄付金控除が受けられる仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。この制度は申告をしないことが条件となりますので、制度を利用された人が申告書を提出した場合、特例制度は受けられないこととなります。改めてすべての控除証明書を添付した申告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

●公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成25年度税制改正で、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（仮徴収税額）を「前年度分の公的年金等に係る住民税（年税額）の2分の1に相当する額とする」とこととされました。

■適用時期 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用

※本改正では仮徴収税額の算定方法を見直すものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。



所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告相談を藤久保公民館に開設します。

★東上パールビル申告相談会場は平成27年分の確定申告から廃止となりましたのでご注意ください。

▶還付申告相談対象者と必要書類

全てに共通して必要なものは次の3つです。

1. 平成27年分の給与・年金等の源泉徴収票の原本（住所氏名が変わった場合は住民票の写し） 2. 印鑑・ボールペン・計算器具 3. 預金口座番号がわかるもの（申告者名義に限る）

①医療費控除を受ける人

- ・医療機関、薬局（医薬品のみ）等の領収書
- ・社会保険、共済組合等から補てんされた給付額がわかるもの
- ・生命保険会社等から支払われた入院給付金などがわかるもの
- ・おむつ使用証明書等の添付が必要な人はおむつ使用証明書など

②2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人

（増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換えは除く）

- ・住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送られてきたもの）
- ・借入金の年末残高証明書

③寄附金控除を受ける人

・寄附をしたときの領収書・証明書

④中途退職後、年末調整が済んでいない人または、公的年金等の所得のみで、社会保険料等の控除を受ける人

・昨年支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除金額を証明できる書類

▶ご注意ください

平成26年分以前の申告は受けられません。※源泉徴収税額のない人は還付金額は生じません。※①～④以外の受付はできません。

申告相談地区別日程表 ※①～④以外は川越税務署（☎ 235-9411）で申告してください。

対象地区	期日	受付時間	会場
町内全域	2月9日(火)	9:00～11:00	藤久保公民館
	2月10日(水)	13:00～16:00	

今年も町・県民税の申告時期になりました。申告書の提出が遅れると納税通知書や、課税証明書等の発行が遅れる場合がありますので、必ず期限内に申告をしてください。

▶申告する人

- ・平成28年1月1日現在、町に住所のある人。
 - ・他市町村に居住し、町に事業所または家屋敷を所有する人。
- ※町・県民税の申告用紙は1月下旬に郵送します。届かない人で申告が必要な場合は住民税担当までご連絡ください。
- ※町外の人に扶養されている人は、扶養されている旨を申告してください。

▶申告しなくてよい人

- ・勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、所得税および復興特別所得税の確定申告をする人、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人は151万5千円以下）のときは、町・県民税が非課税となり、住民税の申告は不要です。

▶申告に必要なもの

- ①申告書
 - ②印鑑（認印可）
 - ③所得金額を証明する書類（給与・年金等の源泉徴収票・決算書の控え等）
 - ④国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、国民年金等の領収書等
 - ⑤支払生命保険料（個人年金保険料・介護医療保険料）、地震保険料の控除証明書
 - ⑥その他参考となるもの（障がい者手帳・学生証等）
- ※医療費・寄附金等の控除申告手続きの際には、必ず証明書および領収書を持参してください。
- ※医療費控除の明細書、収支内訳書は事前に記入してください。
- ※申告の内容により所得税の申告になる場合があります。また、所得税の還付金が生じた場合、口座振込により還付になりますので、申告者名義の口座番号が必要となります。

▶申告に関するお願い

- ・確定申告書が送付されてくる人は、川越税務署に申告してください。
- ・自分で申告書の記載ができる人、源泉徴収票の提出で申告が完了する人は、郵送でも受け付けます。
- ・申告期間中は税務課の窓口では申告の受け付けはできません。

■申告会場では簡易な所得税および復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、次の①～⑪に記載した申告は受け付けられませんので、川越税務署で申告してください。

- ①平成26年分以前の申告
 - ②譲渡所得の申告
 - ③株式の譲渡所得の申告
 - ④配当所得の分離課税を選択した申告
 - ⑤相続又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告
 - ⑥初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
 - ⑦2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え
 - ⑧青色申告
 - ⑨退職所得の申告
 - ⑩雑損控除の申告
 - ⑪被災事業用資産の損失申告
- ※その他申告の内容によっては申告受付ができない場合もありますので、ご了承ください。

期間間近とくに3月7日以降になると大変混雑します。早めの申告にご協力ください。



▶町・県民税の申告相談日時

受付時間：午前 / 9:00～11:00、午後 / 13:00～16:00

会場：三芳町役場3階 会議室

平日以外に2月21日(日)午前・午後、3月5日(土)の午前も開催。

上富	1・2・3区	2月16日(火)
北永井	1・2・3区	2月17日(水)・18日(木)
		2月19日(金)・22日(月)・23日(火)
藤久保	1・2区	2月24日(水)～26日(金)
	3・4区	
竹間沢みよし台	1区	2月29日(月) 3月1日(火)・2日(水)
		3月3日(木)・4日(金)
上記日程に都合がつかない人		2月21日(日)
		3月5日(土)※午前のみ
		3月7日(月)～11日(金) 3月14日(月)・15日(火)

※対象地域の日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。